

B C P

(Business Continuity Plan)
～事業継続計画～

新型コロナウイルス対応【第3版-2】

2020年11月作成

**職員やご利用者の身近な方が陽性または濃厚接触者になった場合は、出てくる前に自宅から至急ご連絡ください。
その都度のケースにより、自宅待機や様子見ながら出勤の判断をします。**



社会福祉法人明徳会
SOCIAL WELFARE COMPANY
MEITOKUKAI

新型コロナウイルス対応 BCPを読む前に

BCPとは？

自然災害や事件、テロといった緊急事態が起きた際、事業資産への被害を最小限に食い止め、中核事業を継続させていち早く事業全体を復旧させるために、平常時や緊急時におけるさまざまな対策や方法をまとめた計画のこと。

「Business Continuity Plan」の頭文字を取ったも。このBCPは、出来るだけ現状に則し、分かりやすく作成しました。

理事長メッセージ

このBCPは、新型コロナウイルスに立ち向かうためのものです。

一人一人の命がかかっています真剣に読んでください。

職員を守るために出来ることは最大限行うことが前提ですが、特に、明徳会の入所系の施設で

陽性者が確認された場合、他の事業所はすべて閉鎖し、

所属や職種に関係なく全職員で対応することになると想定されます。

その場合、福祉施設の職員として覚悟を決めて現場にあたっていただくことになります。

その時は、どうぞご理解とご協力をお願いします。

BCP 目次

I ウイズコロナ対応期間とBCP発動	P4
II BCP発動・対策本部の設置	P9
III 発熱等の症状が出た場合～陽性者確認後の対応	
1 発熱等の症状時の対応とPCR検査対象者の確認	P10
2 陽性時の準備活動	P11
3 陽性者が確認された場合	P13

(注)国内の感染拡大および国の感染対応、方針に変更があった場合、必要に応じ上記を更新します。

※状況により更新や変更を行う場合があります。

※感染対応について、通所は家族対応となるため、主に入所者を想定してる。

しかし通所で発生したした場合も各事業所でシュミレーションを策定する。

I ウィズコロナ対応期間とBCP発動

【ウィズコロナ対応期間】

現 在 ～ 新型コロナウイルス収束まで(終了と判断するまで)

・ウィズコロナ対応期間は、新しい生活様式としての基本的な予防を続ける。

【法人全体BCP発動】法人全体に係わるもの

濃厚接触者が関係者に確認された時点 ～ 理事長が解除するまで
PCR検査を受ける前であっても発動する

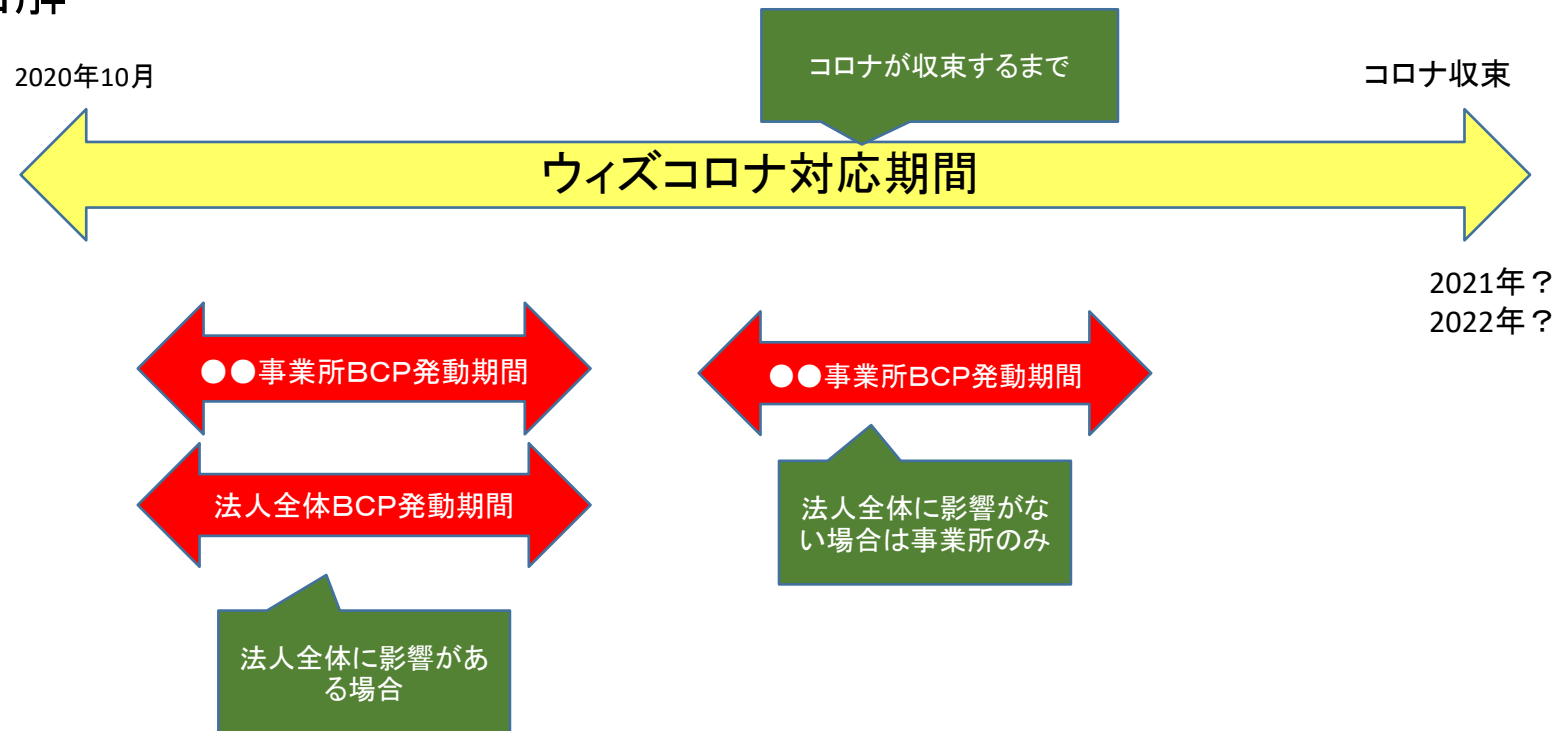
【〇〇事業所BCP発動】事業所全体に係わるもの

濃厚接触者が関係者に確認された時点 ～ 施設長(管理者)が解除するまで
PCR検査を受ける前であっても発動する

※事業所関係者で濃厚接触者が確認され、法人全体に影響がある場合は法人、施設両方のBCP発動となる。

I ウィズコロナ対応期間とBCP発動

図解



I ウィズコロナ対応期間中の基本予防策(原則編)

基本予防策（原則）

1. 職員各自が、公私ともに感染予防を徹底し、スマートフォン利用者は**接確認アプリ**を利用する。
2. 職員は、勤務中**マスク着用**をする。
3. 職員は、**随時手指の消毒**を行う。(一支援一消毒)
4. 職員は、出勤時に検温を行い、**体調と体温の記録**をする。
5. 熱、風邪の症状があれば休みとし、また**味覚不調も上司へ報告**し指示を受けること。
また、**同居の家族についてコロナが疑われるような症状や状況にある場合も必ず報告**相談をすること。
6. 定時にテーブル、手摺、ドアノブ、コピー、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所は当番を決め、消毒を行い、窓を開け換気を行う。特に冬場は一定の湿度維持を行う。(当番の実施表を作成し記録)
7. 原則として**訪問者は立ち入り禁止**とする。
(訪問者は家族であっても施設に入ることにはできない旨を伝え協力を依頼する。業務は基本的に電話、郵送等に対応する方針に切り替える。やむを得ない場合は検温・マスクを依頼。)
8. 不要不急の会議、研修、出張は中止、延期する。
(注)最低限必要な場合は、小規模で換気しながらマスク着用とし距離をとる。
9. **県外への移動は事前に相談**する。

I ウィズコロナ対応期間中の基本予防策(サービス提供時編)

基本予防策(サービス提供時関係)

- 短期入所については、低リスクを確認できるまで中止。
- 外出について（注意点 高リスクである食事場面は外部の方と交わらないこと、マスクを外さないこと、3密を避ける）
 - ・15名程度までで許可3密をさける・外での食事場面は、個室、貸し切り、屋外で外部の人と交わらないこと。・マスクを着用する(ご利用者様で出来ない方へも配慮を考える)
- 外部講師関係 基本的に健康チェックを行い実施を許可する。

※●については、BCP発動中は全面中止

I ウィズコロナ対応期間中の基本予防策(職員業務編)

基本予防策(職員業務関係)

- 職員の事業所間の行き来は、15分を目安に許可する。
- 朝礼は火曜日全体朝礼、金曜日地域清掃(めいとく)。
- 会議は、グループ会議、事業所会議は3密避け換気を行いながら。企画・運営はリモートで事業所は分ける。
(状況を見て一時解除する場合がある)
- 全体会議は、一堂に集まらず、事業所ごとで実施。(状況を見て一時解除する場合がある)
- お客様、家族送迎時の施設内立入は原則お断り。どうしても必要がある場合は健康チェックで一部は許可する。
- 担当者会議等は、規模により判断する。
(目安:10名以下で密にならず換気を行いながら実施 入所利用者様は必要最低限とする)

※●については、BCP発動中は全面中止

Ⅱ BCP発動・対策本部の設置

関係者で濃厚接触者が確認された時点で、BCP対策本部を設置し、BCPを発動します。

※職員やご利用者様の身近な方が陽性または濃厚接触者になった場合は、出てくる前に自宅から至急ご連絡ください。
その都度のケースにより、自宅待機や様子見ながら出勤の判断をします。

BCP対策本部	法人全体発動	〇〇事業所発動
BCP対策 本部長 ・方針の決定、対策の統括、施設のクローズ、避難施設の決定など	理事長	施設長
BCP対策 事務局長 ・職員、利用者の状況把握、情報収集と発信、各種調整など	事務部長	事務部長
事務局 ①コロナ対策担当職員(発生状況など確認、集計など) ②対外的窓口(行政、保健所、社協、福祉協会、保護者など) ③感染予防、医療・看護、専門的知識などの情報提供 ④施設の衛生上の必要備品手配など衛生管理全般 ⑤保健所、医療機関、施設消毒業者、避難施設の確保などの対応 ⑥職員の人員確保、調整、応援手配など	理事長 各サビ管 看護師 栄養士 事務部長 等	各サビ管 看護師 栄養士 事務部長 等

相談役 嘱託医 産業医等

Ⅲ－１ 発熱等の症状時の対応とPCR検査対象者の確認

■BCP発動初期対応策

項目	対象者	恐れの内容
1. 発熱などの症状がある場合。PCR検査対象の判断。 発熱などの症状がある場合のご相談 - 発熱患者専用ダイヤル かかりつけ医がない人はこちら ☎ 0570-096-567 新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせ - 熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 ☎ 096-300-5909	利用者 職 員 及びその家族	季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を見分けることは非常に困難ですので、発熱などの症状があった場合は、直接医療機関に行くことは避け、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関など、身近な医療機関にお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。 相談する医療機関がわからない場合には、発熱患者専用ダイヤルにお電話いただくとお住まいの地域の受診案内センターに繋がり、相談できる医療機関をご案内します。 <u>特に下記の場合はすぐに連絡してください。</u> ● 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、味覚障害、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。 ● 重症化しやすい方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。 ● 保健所から濃厚接触者である旨の連絡があった場合 ● 2週間以内に陽性者と15分以上同じ空間にいた場合 ● 接触確認アプリに反応が出た場合
2. 対策本部へ報告	職員の上司	PCR検査対象者である職員、利用者が発生したと、その後の経過を報告する。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

Ⅲー2 陽性時の準備活動(PCR結果待ち状態)

■陽性時の準備

項目	対象者	BCP対応策
1. 濃厚接触、感染が疑われる場合 (PCR検査中)	職 員	Ⅲ-1の対応 医療機関受診、上司に報告。
	利用者	Ⅲ-1の対応 医療機関受診 他の利用者から隔離。
2. 対策本部へ報告	職員の上司	①濃厚接触、感染が疑われる職員、利用者が発生したことを対策本部に報告する。 <u>②該当職員、利用者に濃厚接触した可能性のある人についてヒヤリングし対策本部へ報告する。</u>
3. 消毒&陽性対応準備	対策本部	①感染が疑われる職員、利用者が発生した事を嘱託医等・職員・ご家族へ周知する。 ②職員に該当施設の <u>自主消毒</u> を指示する。 <u>③陽性の場合に備え、施設閉鎖等の準備をする。状況によっては即時閉鎖する。</u>
4. 感染が疑われる者と濃厚接触の可能性 ・同室または長時間の接触 ・介護等をしていた者、 ・気道分泌液若しくは体液、 排泄物等の汚染物質に直接 接触した者など	職員	自宅待機とし、発熱などの症状を上司に報告する。
	利用者	他の利用者から隔離(個室に移動)し、感染を想定したケアを行う。 例:担当職員を分ける、部屋の換気、マスク・手袋・アイゴーグル着用など 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4参照」 (厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ) http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf

問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。接触確認アプリを利用いただくと、**陽性者と、1m以内、15分以上の接触**の可能性のある場合に通知が行われ、速やかな検査や治療につながります。詳しくはこちらをご覧ください。

なお、**15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断します。**

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えてください。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見はこちらをご覧ください。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としています。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000635506.pdf>)

なお、**検査結果が陰性となった場合であっても、感染した方と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってください。**

詳しくは、濃厚接触者と判断された際に、保健所から伝えられる内容を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3-3

[厚生労働省QA](#)

●濃厚接触が疑われる利用者、職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

●濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。
また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒液で清拭を行う。
- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。

Ⅲ－３ 陽性者が確認された場合

項目	対象者	BCP対応策
1. 陽性反応の報告	①上司 ②対策本部	①検査結果を該当職員から上司を通じ対策本部・嘱託医師に報告する。 ②保健所・熊本市の指導に基づき、行動履歴と濃厚接触者を特定し、指示を受ける。
2. BCP対応実行	対策本部	対策本部は保健所の指示*により施設の 消毒範囲、日時、施設の閉鎖、期間 を相談し、職員・利用者へ対応を周知します。
3. 外部へ通知	対策本部	①対策本部は該当施設の 職員および他の施設へ連絡 する。 ②濃厚接触者(職員)に約14日間の在宅勤務、自宅待機を指示する。 ③濃厚接触者(利用者)への事前に決めた対応策を実施する。(注) ④ 社協、行政、福祉協会、保護者、近隣住民など関係者へ通知する。
4. 消毒手配	対策本部	①保健所の指導のもと日本ペストコントロール協会等に依頼し、日時を確認する。 ②施設消毒時の利用者避難先を確保する。
5. 利用者対応	利用者	BCPにて決定した施設にてケアを開始する。(注)
6. 職員(濃厚接触者)	職員	自宅待機、在宅勤務をし、毎日の体温、体況を対策本部へ報告する。(注)
7. 施設の消毒	委託会社	日本ペストコントロール協会等の指定業者に施設を消毒依頼。 https://www.pestcontrol.or.jp/pcga/kyusyu/tabid/163/Default.aspx 一社)熊本県ペストコントロール協会(4/8確認済み)096-337-6803 対象施設について、72時間経過後除染作業を行う
8. 濃厚接触者の状況把握	対策本部	濃厚接触者(職員、利用者)の、検査結果、発熱状況など把握し対応する。(注)
9. 通常業務の再開	対策本部	行政、保健所などにも相談し、感染がないことを確認し通常業務を再開する。

保健所の指示:感染症発生時の対応について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/minamitama/gyomu/kansen/kansenyobou.files/kansnhasseijitaiou-shisetu.pdf>

(注)利用者の避難先、職員の対応などを事前に確認し、BCPを作成ください(BCP確認事項:次ページ参照)

Ⅲ－３ 陽性者が確認された場合 確認事項

	確認事項	確認
PCR検査	①利用者の検査の注意点、流れはどのようなものか ②施設で感染者がでた場合、濃厚接触者のPCR検査はどのようにすすめていくか（利用者と職員に分けて） ③濃厚接触者以外の職員、利用者のPCR検査は行わないか	可能な限り行うが熊本市と協議し進める また、2次接触被害が出ないように努める
消毒	①日本ペストコントロール協会以外に依頼は可能か、また依頼する業者が地元にあるか ②依頼するとすぐに消毒できるか、また消毒にかかる時間はどのくらいか ③施設の消毒の後、いつ施設に入ることができるか	コロナ菌が消えるまで72時間放置後消毒
消毒時の避難先	利用者が一時的に避難する場所をどうするか	通所・ハピネス・梓ステーション等を利用
病院入院治療	①利用者の病院入院時の注意点はあるか、特に付添はどうするか ②利用者の病院への送迎はどうするか 入所者クラスター感染の場合は重症者以外は施設内で隔離が予想される。	個人差があるが拘束の可能性もあり、対応者は施設長指示
施設の閉鎖	①施設の閉鎖は可能か 想定される閉鎖期間において利用者を避難させる場所はあるか ②避難する場所がない場合は同じ施設でサービスが可能か ③濃厚接触者(利用者)を隔離する部屋、スペースはあるか	施設及び職員も法人全体で対応する。 サポートホール、ハピネス、短期入所などを活用、対応分担をする。
職員	①濃厚接触者(職員)は在宅勤務、自宅待機とするが、濃厚接触者以外の職員はどうするか ②利用者のサポートをいつどこで誰が行うか ③人員は不足するか、不足の場合は他の施設からの応援をどうするか ④ITインフラがあり、在宅勤務でノートPCを活用し、仕事ができるか	感染者以外は勤務。 濃厚者の介助とそれ以外のものと、分担しリスクの軽減を図る場合がある。 交代勤務。他機関からの人員の応援はあまり望めない。
その他	居室移動はベッドのマット・布団のみを移動させ対応することが想定される。 詳しくは、各事業部でシミュレーションを作成。	

参考4： 各種ガイドライン

■社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000108618.pdf>

■「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」

(厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ)

<http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf>

■障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html#h2_free1

■高齢者介護施設による感染マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

■自治体・医療機関・社会福祉施設向けの情報一覧(新型コロナウイルス感染症)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html